

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

2,483 <sup>円</sup>
730
730

を

2,528 <sup>円</sup>
743
743

に,

「

2,862
2,013

を

2,915
2,050

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市と畜場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場業務課)